

とちぎ社労士 No.90



- ★総会が開催されました
- ★再審査請求（契約運転手は労働者！）
- ★後期高齢者医療制度に思う
- ★年金記録第三者委員会について
- ★雇用コンサル事業指導員を経験して
- ★電子申請を経験して
- ★アスベスト労働災害対策室の経過状況（8）
- ★「会長コメント」へのコメント
- ★新入会員紹介
- ★事務局だより

★編集後記



平成20年度通常総会が開催されました



平成20年6月13日(金)鬼怒川グランドホテルにて、平成20年度通常総会が開催されました。

出席会員187人（本人・委任状出席合計）で過半数（全会員数293人）となり、総会は成立いたしました。

総務委員長の田村敬子会員の司会により、物故会員に対する黙祷、会長挨拶、全国社会保険労務士会連合会会長挨拶（代読）のあと、議長団選出となり、県南支部より柏田会員と岩田会員が選出されました。

議長団が選出され議事が進行された。

第1号議案 平成19年度事業報告承認に関する件

第2号議案 平成19年度決算報告承認に関する件

以上を一括上程審議され、監査報告されました。

その後、事前質問書が

豊田充穂会員（県央支部）より、未収会費の内訳、回収状況、滞納者にたいする処分、雑損計上について。

大江宣武会員（県北支部）より、支部研修会費の予算消化率の低い理由、理事会年7回開催について。

以上2件が提出されており、執行部より回答がなされました。

また、当日の質問者として

宮沢昭夫会員（県北支部）より、特別相談会（パート法・偽装請負等）開催の考えは。

労務士制度40周年事業の概要について。

浅沼光男会員（県西支部）より、労務士会は法人格であるのか。

土地／建物は労務士会所有であるのか。

以上について、執行部より回答がされ、その後第1号・第2号議案の採決がされ、賛成多数で可決承認されました。

続いて

第3号議案 平成20年度事業計画（案）承認に関する件

第4号議案 平成20年度収支予算（案）承認に関する件

以上を一括上程し審議され、第3号・第4号議案の採決がされ、賛成多数で可決承認されました。

第5号議案 全国社会保険労務士会連合会総会に出席する代議員の選出に関する件について

賛成多数で承認されました。

以上で総会が閉会されましたが、引き続き第2部の講演会が開催されました。

第2部 講演会「労働契約法について」講師 弁護士 太田うるおう先生

平成20年3月1日より施行された『労働契約法』について、各条文に沿って具体的な内容で詳細に解説していただきました。

立法経緯・社会的背景・バブル経済崩壊後の経済低迷と規制緩和・規制緩和の補正・個別労働紛争の顕著な増加

以上のような社会的背景により、使用者と労働者との労働契約を対等・合意を原則として明文化された。

労働基準法との違いは、労働基準法は、労働者保護法であり、使用者が労働者に対して労働に関して最低基準を守る義務を定めてある。

労働契約法は、使用者と労働者が労働契約の重要な点を明文化し、労使対等契約でトラブル解決の基準とする。

講演会では太田先生の情熱溢れる話術で、出席会員の皆さんも総会での疲れが吹き飛んだのではないでしょうか！

今後、労働契約法は労使紛争には不可欠な法律になってゆくと思われますので、社会保険労務士も真剣に取り組んでゆくべきではないでしょうか。



弁護士 太田うるおう先生

再審査請求で「契約運転手は労働者」の逆転判断！

このたび、労働者としての判断が難しいと言われていた契約運転手の労災認定を、再審査請求で認めさせた、県央支部 小野幸夫先生の裁決文を簡略に掲載させていただきました。

資料は膨大になるため、詳細については、小野先生とご相談のうえ会員の皆様には後日公開したいと考えております。

事件内容

請求人（以下（X）とする）は、Y産業のレンタカー運転手として、配達業務に従事していた。平成2年10月に、配達先にて荷卸し中に、トラック荷台より転落し負傷、神経が麻痺し後遺症が残った。Xは、療養補償給付と休業補償給付を宇都宮労働基準監督署に請求したが、いずれも不支給とされた。Xは、栃木労働者災害補償保険審査官に審査請求したが、請求は棄却された。そのため、Xは小野先生を代理人として、労働保険審査会に再審査請求を申し立て、主文通りの裁決を勝ち取りました。

争点

本件の争点は、請求人Xが労災保険上の労働者と認められるか否かにある。

労働基準監督署がXを労働者と認めない理由は

「使用従属性」に関する判断として

1. 指導命令下の労働

- ①Xについては、一定の制限はあったが、仕事依頼・業務従事の指示等に対する許諾の自由があった。
- ②配達先は指定されるが、経路についてはXの裁量であり、配達時間は伝票にて荷主からの指定があるのみで、Y産業から業務遂行上の特段の指揮命令は認められない。
- ③Xは毎作業日に、Y産業の車庫にてXのリース車両に乗り換え、予定の配達をして、配達終了し運転日報を提出し、翌日の依頼伝票を受取り帰途についており、X本人の出退勤についてはXの裁量でありY産業がXの時間管理を行った事実は認められない。
- ④配達品が食料品ということで、Xが自己の判断で、第三者と配達業務を交代すること、補助者を使用する権限は有していなかった。

2. 報酬の労務対象性

- ①Xの報酬は、Y産業の就業規則によらず、日額21,600円と定められ、月末にX自らY産業に対し稼働日数に日額を乗じて月額報酬を算出した請求書を提出していた。Y産業は、請求金額からXのリース車両に関する一切の経費（車両リース代、修理部品代、オイル交換代、ガソリン代、任意保険代）を控除し、翌々月15日に振込していた。Xの日額報酬は、稼働時間の長短、運行範囲問わず一定であった。なお、Y産業はXに対する報酬を経理上は「外注加工費」として計上している。

「労働者性」の判断を補強する要素

①Y産業は、Xを契約車両の運転手として青ナンバーで特定業務を委託するため、リース会社からY産業を使用者として特殊車両をリースし、Xにリース代から維持管理する経費一切を負担させている。

②Y産業はXを一人親方として扱い、報酬については源泉徴収せず、社会保険も未加入としていた。

Xの代理人（小野会員）による再審査請求の理由

①Xは、雇用主であるY産業と依頼主との運送契約により、傭車運転手として雇われたものである。車の持ち込みといつても、車はY産業が所有し、これをXに貸して、車のリース料をXに支払っていたものであり、きわめて悪質な労働契約であると判断される。

②車は、会社名義の営業許可車であり、そのような青ナンバー（営業車）を他人に貸し出すこと自体、道路運送車両法及び同法施行規則に違反しており、重大なる違法行為により労働契約を結ぶことは不当であり、許されない。

③監督署長は、Xについて労働の実態も調査せず、使用従属関係が正しく成立しているにも関わらず、労働基準法第9条にいう労働者とは認められないとしたことは誠に遺憾であり許されない。その理由は次のとおりである。

1. 当日の労働時間が指定され、Xが自由に運送契約をしているものではなく、単なるトラックの運転手として使用されていたものであり、専属的に従事し生計を立てる自動車運転手であり、労働者として認定すべきものを、傭車だから労働者に当たらないとしている。
2. 運送業務は、Y産業の業務命令により毎日の発送業務が指定されているにもかかわらず、そのような実態調査及び現場調査もしないのは、監督署長の怠慢である。
3. Y産業とXとの間には具体的な運送契約の内容は全くなく、実質上、勤務時間の拘束を受ける外、Y産業従業員と同じ労働条件で、ほぼ同じ内容の仕事に従事している。これらを考えあわせると、いわゆる一人親方（一人事業主）も運送業務を遂行上不可欠な要員として、Y産業の事業運営上の組織に恒常的に組み込まれており、このような体制の下では、Y産業従業員と同様にY産業の指揮命令の下に労務を提供しているものであり、労働基準法第9条による労働者として認定すべきである。
4. Y産業は傭車運転手として使用しているが、車両の所有権はY産業にあり、X個人が自由に売買することはできない。また、保険料、燃料代、修理代等も自ら負担させられているものである。賃金は一般労働者と同じで賃金の計算方法は、日額として出勤日数に乗じて計算し、早出残業として、37,500～40,500円を加算して、Y産業から支給されている。
また、鍵当番として早出をするので、1日当たり1,500円を早出残業として計算し、加算支給されている。
5. 以上の事実を総合すると、『傭車』はY産業との関係において、運搬業務を遂行するに当たって、相当程度の指揮監督命令を受けるとともに、運搬業務従事の指示に対する諾否の自由をほぼ完全に制限されており、かつ、事業者性を有しないものと解されるものであり、Y産業の指揮命令下において労働を提供していると認定することが妥当であるものと判断する。
付け加えると、傭車運転手という立場について、Xには理解は全くない。
今までの職歴と同じく、Y産業に雇われて、指示された配達業務を行っていたものである。配達業務について報告書を出すことで賃金が支払われる所以である。Y産業と対等の立場であることは難しく、Y産業から言われるまま業務命令に従い、仕事に就くのが実態であることを知っていただきたい。

審査会の判断

- ①X等に対する配送管理・指示は、Y産業営業所設立後は、Y産業営業所長が配送表、伝票等によって配送先、配送品目、配送時間を指示していた。そしてその指示のあり方は、Y産業の通常の労働者（社員）とXのような契約運転手とで変わることはなかったとみられる。また、Xに代わって他の者が車を運転することは禁止されていた。こうしたことからみると、Xについては、Y産業の指揮命令関係の存在を肯定することができる。
- ②報酬の支払いについてみると、Xは、稼動日数に応じて報酬を支払われ、早朝の鍵当番に対しては別途一覧表稼動日当たり1,500円が支払われるなど、Xの報酬の性格は使用者の指揮監督の下に一定時間労務を提供していることに対する対価としての性格が強いものとみられる。
- ③Xはリース代や燃料代、任意保険料等の経費を負担し、外形上は事業者のような形態をとっているが、Xの業務実態は、営業所長が、契約運転手の燃料費負担等の公平に配慮し、遠距離配送あるいは早朝配送に偏らないよう、配送ルートを部分的に組替えて配送の指示を行っていた等の事実からも、自己の責任と計算において就労していたとは認め難い。また、報酬の額もY産業の通常の労働者に比して著しく高いものであるとはいえない。

以上から、Xは、Y産業の指揮監督下において労務を提供し、その対価としての賃金を受ける者であると認められ、労災保険上の『労働者』に該当すると判断する。



日本崩壊

—後期高齢者

医療制度に思う

後期高齢者医療制度がスタートして國中大騒ぎしている。2年前の郵政民営化と同時期に強行採決された法律だという。既に民営化された郵便局でさえ、未だに民営化反対と言って全国郵便局長がのろしをあげている。法律が施行されてから「この制度はおかしい、見直すべきだ。」、「この制度は廃止すべきだ。」と、これ幸いにテレビに出て騒いでいる議員の先生方は、明らかに選挙目的としか映らない。何故、国会という議論する場で議論しなかったのか。

このまま高齢者医療費が増大し続けて、財源が足りないと何処から出てきたのだろう。今になって実態調査をしているとは何たることか。厚労大臣は推定だと言っているが、役人はしどろもどろで対応のしようもない。後期高齢者医療費は、75歳以上の老人の医療費に大変金がかかるから、応分の負担をしていただくのだと邪魔者扱いしているが、この人達が現在の日本を築いてきたということを、まさか忘れたわけではないだろう。人生の中で一番輝く青春時代を戦争に駆り出され、敗戦で挫折して命からがら帰つたら「食べる物もない。住む所もない。着る物もない。」こんな廃墟の日本を、一体誰が復興させたと思っているのか。これまで一生懸命働いてきて、年老いて働けなくなってもまだ医療費応分の負担をお願いするのだという。役人達は国民に負担させる前に、自分たちが無駄遣いをしてきた税金の配分を考えないのか。研修だか慰安だか知らないが一泊9万円もかけて旅行して、居酒屋タクシーに乗っている役人達は、反省もなければ返却しますの言葉もない。もういい加減にしてくれ。今後改めますなどとは、本当に情けない国になってしまったと思うのは私だけだろうか。働くうちならいくらでも負担してもよいが、僅かな年金から天引きするという、言語道断と言わざるを得ない制度と同様に、何て非情な国になってしまったのだろう。

議員の先生方は、都内一等地の議員宿舎に格安の家賃で入居し、歳費（議員報酬）の他に文書通信滞在費の名目で毎月100万円が支給されている（今でも無賃乗車券を持っている？）というが、当然の権利だと思っているのだろうか。公務員の天下りを他人事のように言う前に、自分達も無駄遣いをやめるべきではないだろうか。誰一人、現在の議員制度（参議院480名、衆議院242名）を改めようとしない議員の先生方、自分勝手過ぎませんか。これでは役人が言うことを聞きませんよ。

政治は大企業中心で、外国企業との競争に勝てないからと言って法人税を引き下げ、一方では労働者に定率減税、老人減税を廃止し痛みを分ち合ってほしいと言う。強者はあぐらをかいて高見の見物をしているが、何時も泣かされるのは弱者の国民であり、8割を占める零細企業である。本当に国民のための政治をする政治家は何人いるのだろうか。今の政治家は、役人の代弁者に過ぎないと思うのは私だけだろうか。

独立行政法人、公益法人施設は一体いくつあるのだろうか。4800とも6000とも言われているが、これらの外郭団体を即刻今日廃止して、国民にどんな影響があるのだろうか。今、一体いくらの税金が使われているのだろうか。その分を後期高齢者医療費に使っても未だ余るのでないだろうか。行政改革と言って、独立行政法人、公益法人、マッサージ器、ゴルフ練習場まである施設を売却して、一体いくらの税金が無駄に使われたのだろうか。天下りして渡り歩いた役人達に、どうして何億円もの退職金が支給できるのだろう。

毎日、朝のニュースでは、殺人（子が親を、親が子を、夫が妻を）、役人の無駄遣い、あるいは汚職事件が飛び込んでくるような暗い世の中になってしまった。戦前や戦後しばらくは3世代家族構成で、向こう三軒両隣知らない人はいなかった学校帰りの子供が誘拐されるようなこともなかったと思う。誰が言ったのか忘れたが、「隣人を愛せよ」の精神がなくなってしまった。人を敬い、人と人が支え合い、家族があ

って、地域があつて生活することこそが本当の社会生活だと思うが、その心が失われた世の中にてしまったのは、議員の先生方の政治責任だと思うのは私だけだろうか。民主主義ではなく個人主義となってしまい、このままでは日本は崩壊、沈没してしまいますよ。

昭和45年、都市計画法が施行され「市街化区域」と「市街化調整区域」に線引きされた結果土地価格は暴騰し、農家の「勝ち組」と「負け組」を作った。「負け組」は農業から離れ、農地は荒れ果てて地域は過疎化してしまった。それでも農地法、都市計画法を見直そうとしない。

構造改革と称した中間搾取の派遣法が制定し、労働者にも「勝ち組」と「負け組」を作ってしまった。これは正しく「ピンはね」そのものではないか。新しく「派遣社員」という言葉まで生まれ、同一労働、同一賃金も忘れ憲法でいう「基本的人権」はどこへ行ったのだろう。若い人達に夢と希望を持てというが、この現状を見たときに夢や希望が持てるのだろうか。改革と言って格差を拡げてしまい、未来に希望を持てない若者は結婚せず、住む所もなくネットカフェを渡り歩き、日雇派遣でその日暮らしをしているという。これでよいのだろうか。

道交法の改正により、75歳以上のドライバーは「枯れ葉マーク」を義務付けられ、車にマークを付けなければ四千円の罰金を支払えという。これは「七十五歳以上の高齢者は、早々に社会（この世）から消えてくださいよ。」と言っているのと同じことではないだろうか。

若い人も老人も、明日への希望と日々楽しい生活が送れるような発想が出来ないものだろうか。我々から徴収した血税を水増しバックさせるという、優秀な頭を持ったエリート役人達の発想は余りにも情けない。恥ずかしいとは思わないのか。自らの子供達に自信を持って、「夜遅くまで、国民のために一生懸命働いている。」と言えるのだろうか。国民が必死になって家族のため働いて納めた税金を、よくも姑息な手段で好き勝手が出来るものだ。それでもビールは旨いのだろうか。

今度厚労省は実態調査した結果では、後期高齢者のうち65%の人達は保険料が下がると言っているが、事の起りは医療費の増加により現行のままでは保険制度が成り立たないからと、後期高齢者医療制度にしたのではないのか。この65%の人達が下がるとされた保険料の財源は、60歳後期中高年齢者医療とでも考えているのだろうか。何れにしてもこの制度は支離滅裂であるので即刻廃止し、新しい制度を考えるべきではないだろうか。

2年前の診療費の引き下げによって地方自治体が造った病院は、経営が成り立たず、入院施設は物置になっているという。医療費が増えるから診療費を引き下げる、あるいは保険料を引き上げる。そんな単純な発想だけではなく、診療費を引き下げたらどうなるか、あるいは保険料を引き上げたらどうなるか、そういう考え方方は出来ないのだろうか。

以前、郵政民営化で小泉チルドレンが生まれたように、「後期高齢者医療制度は賛成か、反対か。」あるいは「独立行政法人は存続か、廃止か。」と選挙をやってみたらどうか。自然に政界再編が出来るのではないだろうか。これから政治家には、国民にも判りやすい選挙（比例区）、弱い者を思いやる心のある政治を、是非やってほしいと思う。

以上、せめて労務士の先生方だけでも、中小零細企業や、そこで働く労働者のために、心強い見方となってください。

年金記録確認第三者委員会について

【委員会発足の経緯】

平成19年初夏、ちょうど参議院議員選挙の前に年金問題が突然浮上してきました。5,000万件もの身元不明の記録があるという事実が発表され、大騒ぎとなりました。一方では、確かに納めた記憶があるのに、しかも夫婦同時に納めていて夫の記録はあって妻の記録が欠落しているというケースがあり、国会で参考人招致が行われました。そのような状況の中で、時の安倍首相が「弁護士、税理士といった第三者を交えて…」の発言からこの第三者委員会ができたようです。社会保険庁の内部調査では信用できない、そこで総務省の行政評価事務所という機構をいかし、総務省所管でつくるということになりました。余談ですが、安倍首相の口から「社会保険労務士」の言葉が出なかったのは非常に残念ですが、それも我々の認知度もこの程度と謙虚に受け止めるべきかもしれません。

内閣は、国家行政組織法第八条の規定に基づき、平成19年6月22日政令第186号として「年金記録確認第三者委員会令」を制定しました。組織としては中央委員会と地方委員会で構成されています。したがって、正式には「年金記録確認栃木地方第三者委員会」という名称になります。この他に、「年金記録問題検証委員会」、「年金業務・社会保険庁監視等委員会」などが設置されました。これらの詳細については別の機会に譲ることとします。(参照：総務省ホームページの組織情報「審議会・委員会・研修会」)

【第三者委員会の構成】

地方委員会の委員は、専門性及び識見の高い法曹関係者（弁護士）、年金実務に精通した者（社会保険労務士、税理士、市町村国民年金関係者等）、その他有識者から任命されます。栃木地方第三者委員会でも当初、弁護士、税理士、元国民年金担当者、行政相談委員と社会保険労務士で構成され、栃木県社会保険労務士会推薦として田中徳会員が委員となりました。また行政相談委員として唐木田有作会員も委員となりました。その後増員され2部会制となり松浦良雄会員が委員となり、そして平成20年5月杵渕徹会員が委員となり現在は3部会構成となっています。また、調査員として、十数名の会員にもお手伝い願っています。それぞれの部会が週1回部会を開き審議しています。

【第三者委員会の役割・任務】

年金記録確認第三者委員会は、年金記録の確認について、社会保険庁側に記録がなく、ご本人も領収書等の直接的な証拠を持っていない方々のために、ご本人の立場に立って、さまざまな関連資料及び周辺事情に基づいて、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務としています。第三者委員会は、中央と地方に設置され、地方の第三者委員会においては、申し込みをされた方々一人一人の立場に立って個別の事案について検討し、公正な判断を示すこととしております。

社会保険事務所を経由して提出された申立てについて、まず申立て内容を検討し調査員が調査・資料収集・本人聴取等を行い、その報告書に基づいて申立てに係る期間の記録確認の判断をいたします。記録訂正が必要だと判断されたものは「あっせん」といい、第三者委員会が社会保険庁に対して、記録訂正のあっせんを行うというものです。(実際としては、あっせん案の出されたものはすべて認めているようです。)記録訂正は必要ない、記録確認できないというものは「非あっせん」または「あっせん不要」ということになります。

最近の資料ですと、栃木県内での申立て受付件数は614件(平成20年3月末現在)。このうち第三者委員

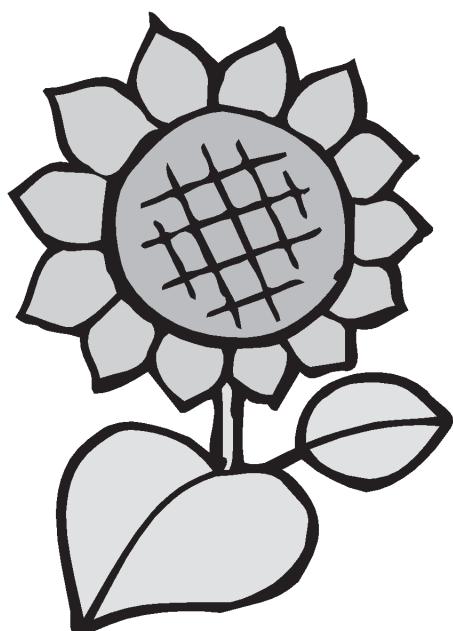
会に送付されたのは493件で、181件について審議した。結果は、「記録訂正すべきだ」と判断したのが76件、「却下」が74件、「取り下げ」が9件、「継続審議」が22件だった（詳細は下野新聞平成20年5月6日号にて）。委員としては、半数を「却下」ではなく、半数を「認める」と書いてほしかった心境です。

【審議の具体的な事例について】

申立てには実にさまざまな具体例があります。個人情報の関係上詳しくは記述できませんが、判断を下したものについては、氏名等を伏せて総務省のホームページで公開しています。親が妻が手続きしたはずだ、保険料を払っていたはずだ、自分には記憶がないというものや、さかのぼって全額納めたはずだ、あるいは納付組合を通じて、集金人が来て等さまざまです。また、申し立て期間は東京や県外の他のところで、現在は栃木県内に住んでいるという方も多いです。そうなると、二、三十年前のことについて他県の市町村役場や社会保険事務所へ問い合わせしなければなりません。時期の記憶違い勘違いもけっこうあります。○○郵便局で払っていたはずだという主張に、調べると当時はまだ○○郵便局はなかったとか、銀行口座引き落とししていたという主張の時期にその制度はまだやっていなかったとか、それが見受けられます。

しかしながら、「国民の立場に立って、年金記録の訂正に関する公正な判断を示すことによって、国民の正当な権利を実現し、もって、国民の不安の解消を図り、年金制度に対する信頼を回復することを使命とする」（年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針、平成19年7月10日総務大臣決定・平成19年12月26日一部改正）という基本方針に基づいて真剣に取り組まなければならない。もともと記録や証拠類のないものに対しての判断を求められることであり、難しくはありますが最大限申立てが明らかに不合理でない場合には、認める方向で検討しています。また、明らかに行政側の誤りや手落ちがある場合には基本的にこれも救っていかなければいけない。このような基本方針を忘れることなく、案件が多いとはいえ、あわてずあせらず、じっくりと取り組んでいきたいと思います。

(県南支部：松浦良雄)



雇用保険コンサルティング事業の指導員を経験して

県西支部 岡 安 徹 雄

昨年度雇用保険コンサルティング事業の指導員を経験しての感想または問題点や活動方法について何か発言をということで今回原稿の依頼を受けました。

私事、文章を書くことや、人前で意見を述べたり、発表したりすることが大の苦手でありますので、今回丁重にお断りしようと思ったのですが、定期に「とちぎ社労士」を編集なさる担当者の先生方のご苦勞も窺い知りますので、何とか私の少ない知恵を絞って、多少なりともご協力申し上げようとお引き受けした次第です。

そもそも「雇用保険コンサルティング事業とは、何ぞや？」という先生方も沢山居られるかと思います。かく言う私も昨年、指導員を拝命し説明を受けるまで「何それ？」という一人でございました。

雇用コンサルティング取扱要領にはこの事業の趣旨が次のように書いてあります。

「雇用保険三事業については、支給申請が事業主の義務ではなく、事業内容が多岐にわたることから、必ずしも中小企業事業主等に活用されていない状況にあり、活用促進について社会的に要請が高まっている。

また、雇用継続制度を確実に施行していくためにも雇用保険事業の内容に関する周知及び申請事務についての相談等の援助を行う必要がある。

このため、全国労働保険事務組合及び全国社会保険労務士会連合会に、このような相談援助、周知等の業務を委託することにより、中小事業主等による雇用保険事業の活用促進を図ることとしたものである。」

それでは、具体的に何をするかと言いますと、大きく二つの活動があります。一つは企業を訪問し、助成金を中心に雇用保険の周知や相談に応ずること。二つ目は、新聞広告等で事前に開催を予告して各相談員の地元を中心に相談会を開催し、同様に雇用保険の周知・相談に応ずることです。企業訪問は、周知・相談に応ずることが目的で、その証として「相談・援助確認書」に事業主印を頂戴しなければなりません。この場合、自身の顧問先は除かれますので、新規開拓をしなければなりません。このような活動をすることにより、相談員は謝金を頂ける訳です。

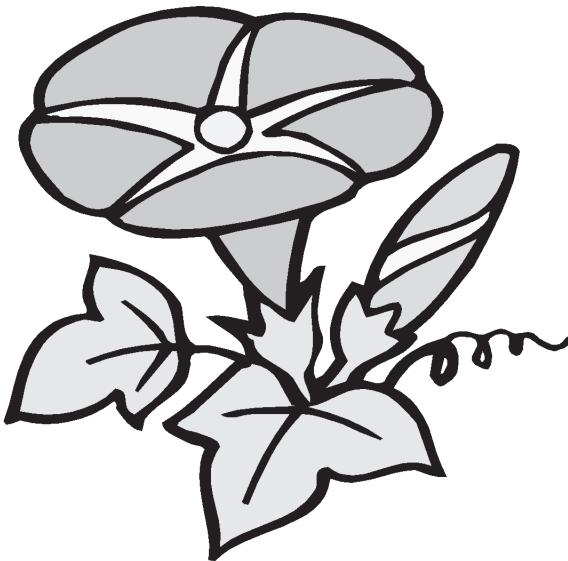
訪問活動の方法は、各人各様です。小回りが効き、駐車を気に掛けずに済むのでバイクを使って商店街を軒並み回る方。訪問前にダイレクトメールを送付し、電話で予約してから訪問する方。知人を頼って回る方等々。活動は年度末が期限ですが、報告書の作成や集計もありますので12月を目途に行いますので、やはり夏から秋の暑い時期が中心になります。

相談室の開催については、各自が地元の会場の確保をしなければなりません。昨年度は、例年に習い、商工会議所等の会議室を確保して行いました。が、現実的に開催告知の広告料予算が限られていますので、結果的に独自開催は難しいことが分かりました。というのも、新聞広告を一回出すだけで広告予算がほぼ無くなってしまいます。今後担当なさる方は、俗に言う「小判ザメ商法」ではありませんが、何か中小事業主の集まるイベント、集会に合わせ、その隣接した場所で開催することができれば一番良いのではないでしょうか。

この事業を通じての活動で難しいのは、事業主印を頂かなければならぬ事です。原則的にはゴム印と代表印ですが、連合会では、ゴム印と認印等でも良しとしています。現実、私自身が仮に事業主の立場であった場合、一見の方が尋ねてきて話をし、それについて証が欲しいのでハンコをくださいと言われた場合、捺すの躊躇するのではないかでしょうか。その事を踏まえての訪問をしなければならないのです。

また厚生労働省の委託事業ですので、事業主の中には税金（保険料）の無駄遣いではないかと批判なさる方も居られます。その辺りの返答も事前に用意して置かれたほうが良いかもしれません。

最後に、この事業は雇用保険制度の周知を図るものですが、同時に我々社会保険労務士の存在をアピールする良い機会でもあります。現に顧問先を増やした指導員の先生方もおられます。今後担当なさる先生方もチャンスと捉えていただければ良いのではないでしょうか。



社会保険労務士：労働保険事務組合向けシステム

Win社労士システム

業務の統合管理を実現するシステム群

給与計算システム		
社会保険 システム	雇用保険 システム	労災 システム
賃金分析 システム	電子申告 システム (予定)	業務管理 システム



栃木県那須塩原市のソフト会社で
17年前から独自開発してきた
社会保険労務士執務システムです

～システムの概要～

- 社会保険及び労働保険に関する諸官庁に提出する届出書の印字管理
- 給与計算
- 社員台帳管理
- 顧問先への保険料変更等の通知処理
- 業種毎及び顧問先毎の平均賃金分析
- 電子申告(予定)

～システムの特徴～

- 顧問先で利用している給与ソフトの賃金データ取得が可能です。(弥生給与、給与大臣、TKC給与、給与奉行、etc)



自動受け入れされた賃金台帳データを基に
年度更新、算基、月変や離職票等の作成が可能！

- 出力するほとんどの帳票が指定用紙を使わず、A4コピー用紙に印刷するコストパフォーマンスが向上します。

- ソフトウェアのみではなく、ハードウェアのサポートもリコーエクノシステムズ株との協業により実現。万が一のトラブルにソフト、ハードを問わず迅速に対応致します。

システムのお問い合わせ先

yisystem
株式会社 ユーアイシステム

栃木県那須塩原市下田野529-20 〒329-2811
Tel 0287-34-0707 Fax 0287-34-0701
URL <http://www.yisystem.co.jp>
担当：鈴木直幸 info@yisystem.co.jp

電子申請を体験してみて

県央支部 草 村 健一郎

今年の2月からe-Gov（イーガブ）という電子申請の総合窓口システムが稼動を始めました。これに伴い、懸案事項であった労働・社会保険手続き業務の電子化に本格的に取り組み始めて数ヶ月が経過し、ある程度良い点、悪い点が体験できたので、ユーザーの一人として感じた点を述べさせていただきたいと思います。

まず良い点として、①原則24時間365日リアルタイムで申請ができること、②申請状態がブラウザ上で確認できるので、書類未着の不安から開放されると同時に、処理状況が画面上で確認できるため、業務のスケジューリングがし易いこと、③郵送費用、書類代、封筒代等のコスト削減が可能なことが挙げられます。

逆に悪い点、というより今後の改善点として、①現状のシステムでは、初めて電子申請を行おうとする場合にどの画面から始めてよいのか分かりにくく、実際の申請画面構成自体も使いづらいこと、②業務ソフト等を使用しない場合、現実的には申請そのものに要する時間が結構かかるため、時間資源の有効活用には必ずしもつながらないこと。③現場に一定水準以上のシステム及び労働・社会保険双方の知識を持ち合わせた担当者が不足していること、が挙げられます。

紙面の都合、実務上対応が必要な点等は割愛させていただきますが、使い勝手にまだまだ改善点はあるものの、使用した素直な感想として、決して悪いものではないと感じました。今後、参加者が増え現状の問題点が徐々にクリアされると同時に、公的保険制度の非効率な点が改善されて行けば、かなり良いものになって行くのではないでしょうか。

あくまでも私見ではありますが、最初から完璧な制度やシステムというものはありえないと思います。申請を行う側、受け付ける側双方の絶対的な参加数が不足していては安全かつ快適なシステムの早期構築はいつまで経っても不可能でしょう。世の中何もかも全て電子化が良いとは思いませんが、なぜこのようなシステムが世の中に出てきたのか？本当に便利で安全なのか？誰がシステムの担い手になっていかなければならないのか？等々、自分自身が明確な当事者意識をもち建設的な考え方で前に進んでいかなければ世の中何も変わらない、体験者の一人として大いに考えさせられました。





アスベスト労働災害対策室 無料相談会の経過状況(8)

家のもん全員とは言わんが
家内には大変迷惑をかけてすまないと思っている
ありがとう千里さん
ほんとうにありがとう、千里さん

ガン君、今日一日静かにしてくれてありがとう
今日一日楽だったよ

おはようガン君
今日一日よろしく、静にしてくださいよ

生きていたい……、本心や……
しんどいが、何とか生きて、みんなと話をし、思い出……良いこと、悪いこと、いろんなことを話し合う…生きたい生きて皆と話をしたい

ガン君もう負けや、降参や、みんな楽にしてくれ
みんな楽にしてくれ
病人も眠いことがわかるか…、ぎょうさんねむたいなあ
ガン君、君の勝ちだよ、人間て、弱いもの、つくづく思ったよ

(アスベスト公害と患者・家族の記録「明日をください」からの抜粋)

故人は、1964年に国鉄入社後、機関車の検修作業でアスベストに曝露し、2002年に悪性胸膜中皮腫と診断され、右肺の全摘出手術後、2004年に62歳で死亡しました。

この日記を読むと、以前、じん肺の労災請求で関わった夫婦の病室での光景が思い出されます。じん肺も胸膜中皮腫も肺が機能不全をおこす不治の病であり、壮絶な闘病の様子、それに付き添う奥さんの献身的な夫婦愛、生への執念と無念さなど、当時の光景と重なります。このような悲劇は、今始まったばかりであり、今後、40年間もこの悲劇は繰り返され、その被害者の数は10万人ともいわれています。

アスベスト（キラーダスト）の脅威を熟知しながら、アジア諸国や中南米諸国では、先進諸国での悲劇の歴史を繰り返そうとしています。とくに中国でのキラーダストの消費の伸びは著しく、キラーダスト製品が大量に生産され、また、採掘されています。わが国同様、これらの国では、「管理使用」なる迷言のもと使用されていると思われますが、キラーダストが重宝される理由は安価であり、「管理使用」などありません。この発展途上諸国の大量使用により、キラーダストによる被害は拡大し、今後、世界中で1千万人が死するとの予測も出されています。

下記の表は中皮腫・石綿肺がんの補償・救済状況です。(石綿対策全国連絡会議事務局長古谷氏の資料)

中皮腫の補償・救済状況

	~1994	~2004	2005	2006	合計	認定率	寄与率
死 亡 者 数	5000(推計)	7013	911	1000(推計)	13924	100.0%	
労 災 認 定	83	419	503	512(9月末)	1517	10.9%	40.9%
時 効 救 済				452(12月末)	452	3.2%	12.2%
新法救済(死亡)				1315(12月末)	1315	9.4%	35.5%
新法救済(生存)				425(12月末)	425	3.1%	11.5%
認定・救済合計				2704	3709	26.6%	100.0%

石綿肺がんの補償・救済状況

	~1994	~2004	2005	2006	合計	認定率	寄与率
死 亡 者 数	10000(推計)	14026	1822	2000(推計)	27846	100.0%	
労 災 認 定	120	234	219	328(9月末)	901	3.2%	74.8%
時 効 救 済				154(9月末)	154	0.6%	12.8%
新法救済(死亡)				28(12月末)	28	0.1%	2.3%
新法救済(生存)				122(12月末)	122	0.4%	10.1%
認定・救済合計				632	1205	4.3%	100.0%

(1994年までの死亡者数は中皮腫の2倍として推計)

2005年6月の「クボタショック」効果により労災認定数が急激に増加しました。中皮腫に関しては、ほぼ石綿が原因とされ、石綿ばく露作業歴が認められた場合、認定基準が満されます。しかし、疫学上、石綿肺がんは中皮腫の2～4倍発症するとされながら、労災認定にはばく露作業歴の他、肺にプラークがあること、もしくは、石綿小体や石綿纖維の数が基準数を満たすことが要求され、肺がん被害者の労災認定数は表のとおり少数となっています。

また、当相談会に寄せられる件数が多いプラークは、現在、国の補償・救済制度では、石綿ばく露の指標とされるが、病気とはされず、申請によって健康管理手帳が交付されるだけだが、フランスなどでは、プラークそのものを病気と認め、補償・救済の対象としている。

(アスベスト労働災害対策室 沼尾 和夫)

「会長コメント」へのコメント

「月刊社会保険労務士5月号」の冒頭に大槻連合会会長のコメント（本人が書いた原稿なのか、口述筆記なのか不明だが）が大々的に掲載されている。「制度創設以来の好機と危機がそこにある！」と勇ましいタイトルがつけられていますが、私が読んだ感想では「大槻会長一自画自賛」の方がふさわしい気がします。自分で行ったことを自分で「また、この変化の結果としての記者発表が、従来では考えられない内容と方法で行われたことも特筆に値する（3頁下段）」と表現したり、「六月六日の記者発表は、今思うと大成功であった。（中略）後に大手広告代理店から『各メディアへの露出による広告効果は少なくとも億単位の広告費に相当する』との評価をされたところである（4頁上段）」なんて自慢したりして、まさに自画自賛。「NHKの全国ニュースに取り上げられたり、朝日新聞にも写真が載ったゾ！」なんて声が聞えてくるようです。まさに全国区。

社会保険事務所が相談時間を延長したり、休日返上で相談を受けたとしても相談を担当する職員には間違なく時間外手当や休日出勤手当が支払われています。なぜ社会保険労務士だけがタダ働きしなければならないのでしょうか。「昨年六月六日の連合会理事会において、我々は（中略）早晚全国民的大問題になると予見し、全国の社会保険労務士会及び社会保険労務士事務所での無料年金相談会の実施を決議（2頁下段・傍点は筆者）」するのは勝手ですが（本当は勝手にやられては困ります）、国民からは、1日24時間1年365日無料年金相談を受けることが当然だと思われています。電話が掛かってくればそれ相応の対応が求められます。「ねんきん特別便」を一方的に送りつけられた国民には落ち度はないですから、相談料を徴収することがはばかられるのは当然です。これで料金が発生すれば怒ります。しかし、私たち社会保険労務士の年金相談は業務です。相談相手から直接徴収できなくても間接的に費用徴収できないと困ります。「武士（社労士）は食わねど高楊枝」ですか。「億単位の広告費」の効果があったのだから細かいことは言うな、ですか。「謝金等」という概念を伴わないものである（6頁上段）』という崇高な理念を持てということですか。

「年金の専門家は社会保険労務士」という認知度が飛躍的に向上した結果として「現在、社会保険庁が管轄する全国五十四カ所の年金相談センターの業務の全てを段階的に社会保険労務士会へ委託すること（4頁下段）」は喜ぶべきことなのでしょうか。「街角の社会保険支援センター」構想といい、何を考えているのか、何を目指しているのかわかりません。

「舛添厚生労働大臣から直接連合会に『社会保険労務士の皆さんに、ねんきん特別便に関する相談のご協力をいただきたい』との要請があった」ことは確かに喜ばしいことだと思います。おそらく社労士なんて存在を知らなかった舛添さんに、少なくとも存在だけは知っていたいたのだから（正確に認知されているかどうかは怪しいが……）。舛添さんに窓口装置（ウインドウマシン）の貸与を提案したところ、「この提案は舛添厚生労働大臣の“ツルの一声”で受け入れられた（5頁下段）」そうですが、この表現はまずいではありませんか、せめて「大臣の英断」にした方が……。せっかく社労士に好意を持っていただいているのに。心配のし過ぎでしょうか。

大槻会長は「どれ一つ取り上げてみても、社会保険庁のいわゆる行政ミスの尻拭いなどではない（6頁下段）」と書かれていますが、現在行われていることは誰がどう考えても“尻拭い”ではないでしょうか。喜んで自ら進んでする“尻拭い”は“尻拭い”ではないのですか。やはり“尻拭い”にかわりはありません。“尻拭い”は“尻拭い”です。もう1度“尻拭い”です。その結果が、「年金相談センター」の委託や「街角の社会保険支援センター」構想の実現では困ります。

最後になりますが、この「会長コメント」を全国の会員の中で私が最も真剣に読んだことを自負して終りにします。これも自画自賛。

（県西支部 枝 渕 徹）